

平成二十七年九月二日提出
質問第四〇二号

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことに
よる今後の政府対応等についての質問主意書に対する政府答弁に関する再質問主意書

提出者 鈴木貴子

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことに

よる今後の政府対応等についての質問主意書に対する政府答弁に関する再質問主意書

ロシアのプーチン大統領は、本年六月二十九日に日本漁船も操業するロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案（以下、「法案」とする。）に署名した。これにより「法案」は成立した。

右と、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第三八五号）、「政府答弁書一」（内閣衆質一八九第三六八号、三四八号、三二六号）及び「政府答弁書二」（内閣衆質一八九第三〇三号）を踏まえ、再質問する。

一 現時点で、林芳正農水大臣として、成立した「法案」実施の延期など、ロシア側に働きかける考えはあるか答えられたい。

二 「法案」が成立してから、二か月が過ぎ、政府として今後の対策の検討はどこまで進んでいるか。現時点までの進捗状況を説明されたい。

右質問する。